東京都少年サッカー連盟第8プロック

委員長 黒田 佳一

審判部長 細山 保人

2023 年度ユニフォームの運用緩和について

選手の用具

- 1 8 ブロック各大会のメンバー表に記載した正・副2組のユニフォーム(シャツ、ショーツ及びソックス)を試合会場に持参し、いずれかを着用しなければならない。
- 2 正・副の2色については明確に異なる色とする。
- 3 主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、両チームの立ち会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。
- 4 前項の場合、主審は、両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びソックスのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる。 なお、シャツについては審判員とも判別のつくものを着用する。
- 5 ユニフォームのデザイン、ロゴ等が異なっていても、主たる色が同系色であれば着用することができる。
- 6 ゴールキーパーのユニフォームについて、ショーツ、ソックスはフィールドプレーヤーと同系 色でも良いものとする。
- 7 ソックスにテープまたはその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、ソックスと同色でなくても良い。
- 8 アンダーシャツの色は問わない。ただし、チーム内で同色のものを着用する。
- 9 アンダーショーツおよびタイツの色は問わない。ただし、チーム内で同色のものを着用する。 なお、女子選手についてはチーム内で同色でな〈ても黒系の色であれば着用できる。
- *第3項、第4項において主審の立会いが困難な場合は、本部において決定する。

本規定は2023年4月16日から適用する。